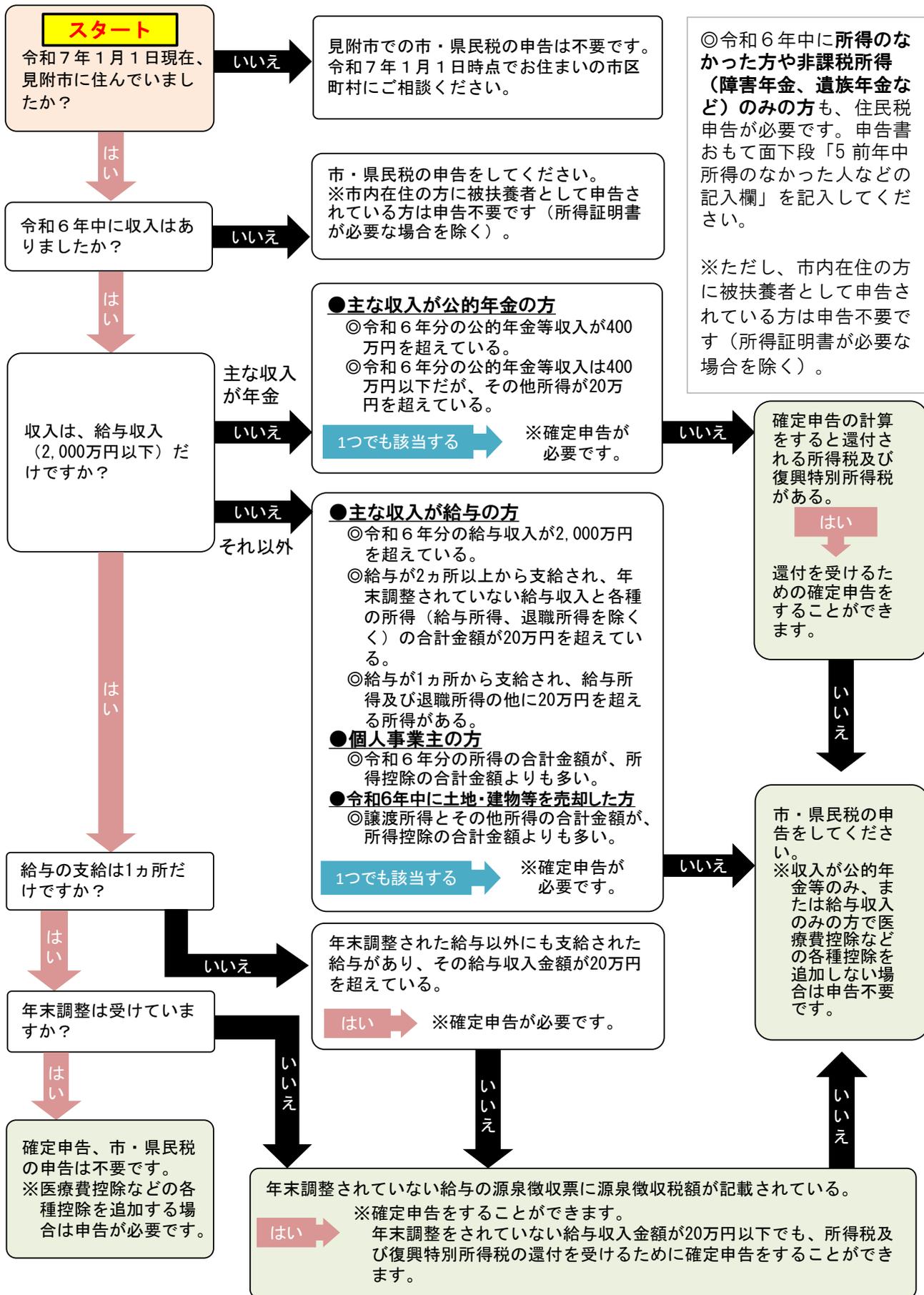


市民税・県民税申告フローチャート

この図は、一般的な事例をもとに作成したものです。市民税・県民税は1月1日現在にお住まいの市町村から課税されます。



◎令和6年中に**所得のなかった方**や**非課税所得**（障害年金、遺族年金など）のみの方も、住民税申告が必要です。申告書おもて面下段「5前年中所得のなかった人などの記入欄」を記入してください。

※ただし、市内在住の方に被扶養者として申告されている方は申告不要です（所得証明書が必要な場合を除く）。

確定申告の計算をすると還付される所得税及び復興特別所得税がある。

はい

還付を受けるための確定申告をすることができます。

市・県民税の申告をしてください。

※収入が公的年金等のみ、または給与収入のみの方で医療費控除などの各種控除を追加しない場合は申告不要です。

年末調整されていない給与の源泉徴収票に源泉徴収額が記載されている。

※確定申告をすることができます。

年末調整をされていない給与収入金額が20万円以下でも、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるために確定申告をすることができます。